

令和4年度教育職員免許法認定講習  
特別支援学校教諭1種・2種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）  
取得課程開設要項（名寄市立大学申込分）

1 目的

道内の各種教員及び特別支援教育に携わる者を対象に、資質の向上を図るために、教育職員免許法による「免許法認定講習」を開設し、免許状の取得に必要な単位を修得させることを目的とする。

2 開設内容

ア 指導大学

名寄市立大学

イ 講習日程及び会場

Zoomを用いた同時双方向型遠隔講習方式により実施

ウ 開設科目及び単位数

- |  |      |
|--|------|
| (a) 特別支援教育の基礎理論に関する科目<br>特別支援教育の基礎理論           | 1 単位 |
| (b) 特別支援教育領域に関する科目<br>・知的障害者の心理・生理・病理・教育課程・指導法 | 1 単位 |
| ・肢体不自由者の心理・生理・病理・教育課程・指導法                      | 1 単位 |
| ・病弱者の心理・生理・病理・教育課程・指導法                         | 1 単位 |
| (c) 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目          | 2 単位 |

エ 受講人員

名寄会場 別表のとおり（公立学校教員を含む）

申込者多数の場合は、北海道教育委員会受付分の公立学校教員受講者数が確定した後、北海道教育委員会と協議の上受講者を決定する。

オ 受講対象

道内在住の特別支援学校教諭免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育の領域（養護学校教諭免許状を含む。））を有しない幼稚園教員、私立学校教員及び特別支援教育に携わる者又は特別支援学校教諭2種免許状を有し、同1種免許状の取得を希望する者。

3 単位の授与

単位は、当該単位の課程として定めた講義を受講後、レポート等による成績審査に合格した者に授与する。

4 受講料

徴収しない。

ただし、インターネットへの接続及びZoomを用いた同時双方向型の遠隔による講習を受講するため、通信費・機器類、テキスト代・教材費等の実費が発生する場合は、受講者の負担とする。

## 5 受講者の申込み手続き等

- (1) 本学ホームページ (<https://www.nayoro.ac.jp>) に掲載された別紙申込書を、切手を貼付し返信先の住所を記載した返信用封筒と共に、6月17日(金)までに郵送にて名寄市立大学事務局教務課まで郵送すること(期限必着)。

送付先 〒096-8641 名寄市西4条北8丁目 名寄市立大学事務局教務課  
(送付する封筒に「認定講習申込書在中」と朱書すること)

- (2) 名寄市立大学への申込は、幼稚園教員、私立学校教員、特別支援教育に携わる者及び特別支援学校教諭1種免許状の取得を希望する者のみとする。
- (3) 申込書は、大学が受講を可とする者についての推薦書とともに、北海道教育委員会に提出する。

## 6 受講者の決定及び通知

大学は上記の結果を、申込時に同封の返信用封筒にて各受講申込者に通知する。

## 7 その他

- (1) この講習は教育職員免許法に基づく認定講習で、現在、文部科学省に認定申請中であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の状況によっては、延期、実施方法の変更または中止の可能性もあること。
- (3) テキスト代、教材費等の実費は受講者負担とする。
- (4) 受講決定後、開催要項や講習資料、事前・事後の連絡等については、直接、受講者個人の電子メールアドレスに対して送信するので、受講者は受信内容を随時確認する必要があること。
- (5) 受講に当たり、次の物を用意すること。
  - パソコン(パソコンを用意できない場合には、スマートフォンやタブレットによる受講も可とする。)
  - Webカメラ(パソコンに内蔵されている場合もあるため、事前に確認すること。)
  - マイク(パソコンに内蔵されている場合もあるため、事前に確認すること。)
  - スピーカー(パソコンに内蔵されている場合もあるため、事前に確認すること。)
- (6) 受講の可否、Zoomのインストール方法等については受講者決定通知にあわせ、通知すること。